島根県 平成19年度 消費者教育情報紙

■消費	書教言	情報コ	ーナー		(P1-P3)
-----	-----	-----	-----	--	---------

- 多重債務問題は解決できます
- ■実践教育事例 ………
- •「生きる力」をはぐくむために

■学校	の中の	の消費者教育		(P7)
-----	-----	--------	--	------

- 何を教えるか~「消費者教育」を整理する
- ■金融広報委員会からのお知らせ …… (P10)
- 平成19年度島根県金銭・金融教育協議会

【消費者教育情報コーナー】

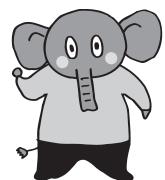
多重債務問題は解決できます

多重債務者対策に、国、自治体及び関係団体が一体となって取り組んでいます。 県は「多重債務問題は解決できる」「まず相談を」という啓発を続けています。 皆さんを通じて少しでも関係者に伝わることを願い、情報を掲載します。

多重債務者対策

多重債務者対策には「貸し手」対策と「借り手」対策があります。

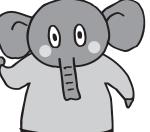
- ○「貸し手」対策(グレーゾーン金利の撤廃など関係法律の改正) 本紙No21参照(平成19年3月発行 県HPに掲載中)
- ○「借り手」対策 多重債務者対策本部有識者会議とりまとめ(平成19年4月)
 - 1. 相談窓口の整備・強化
 - 2. セーフティネット貸付けの提供
 - 3. 金融経済教育の強化(1とともに、「対策の車の両輪」)
 - 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化



上記の取りまとめに基いて、直ちに取り組むべき具体的な施策をまとめたものが「多重債務改善プログラ ム|です。(多重債務者対策本部)

その中の「3金融経済教育」については次のとおりです。

- ○社会に出る前に、高校生までの段階で、**全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の** 金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口の存在) 等の知識を得られるよう取り組む。
- ○当面の対応策として、ホームルーム等において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。
- ○さらに、高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検 討。(あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、教員研修等を行う。 また、教科書において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。)
- ○成人への消費者教育については、関係団体・自治体等による主体的な取り組みを促す。
- ●2ページに基本的情報を掲載(金融庁リーフレットから)
- ●3ページに多重債務の整理方法を掲載(多重債務者相談マニュアルから)



安易に借金をしてはいけません ~多重債務に陥らないために~

①多重債務の恐ろしさ

消費者金融(ローン)やクレジット(注)の無計画な利用により、借金が雪だ るま式に増えてしまう**「多重債務」状態**に陥るケースが増えています。中には、 夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれる人もいます。

(注)クレジットカードによる商品の購入、分割払いによる商品の購入などが例。

②ローンもクレジットも借金です

私たちは、お店で**クレジットカードを提示**するだけでお金を支払わずに商品を 購入することができます。しかし、クレジットカードの利用も、消費者金融から の借入れと同じ**「借金の契約」**です。その契約に基づいて、あなたは後で<u>お金を</u> 支払わなければなりません。

また、お金を借りる**ローン**には、住宅ローンや自動車ローンのように使い道が 限定されたものと使い道が自由なものがありますが、使い道が自由なローンほど 金利が高い傾向にあります。

消費者金融の利用者は 1,000 万人以上!

そのうち半数以上は 複数の消費者金融を利用!



5件以上の消費者金融の 利用者は**約 130 万人!** 返済が3ヶ月以上滞っている 利用者は約 **190 万人!!**

(注)人数は全国信用情報センター連合会のデータによる (平成19年12月現在)

③金利の負担に注意しましょう

借りたお金を返済する時は、借りた金額に金利を加えて返さなければ

毎月の返済額は同じでも、金利が高いほど返済の負担は重くなり、ま た、返済に要する期間も長くなります。金利と合わせて、いくら返済しな ければならないのか、よく注意する必要があります。

100万円借り入れて毎月2万5千円

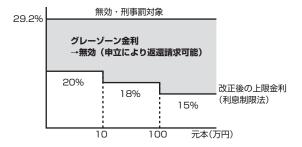
返済する場合の金利を合わせた返済額と返済期間

- ・年利 5% ⇒110万円(3年8ヶ月)
- ・年利 15% ⇒139万円(4年8ヶ月)
- ・年利29.2% ⇒377万円(12年7ヶ月)

※現行法上、年利 29.2% を超えて業として貸付けを行うと、貸し手は刑事罰の対象となります。 なお、 $15\sim20\%$ を超える金利は無効で、借り手には返済義務はありません。(④参照)

4 グレーゾーン金利は 支払義務はありません

15~20% 超29.2% 以下の金利部分はグレーゾー ン金利と呼ばれています。**グレーゾーン金利は無効であ** り、支払う必要はありません。ただし、現在の法律では、 借り手が任意に支払って、かつ、貸金業者が必要な書面 を交付した時には、この**グレーゾーン金利の支払いが有** 効とみなされる場合もあるので注意が必要です。なお、 法改正により、グレーゾーン金利は平成19年12月19 日から2年半以内に廃止されます。



「引き直し計算」と「過払い金」

最近の最高裁判例により「有効とみなされる」場合はほとんどないこと が明らかになっている。つまり、返済してきたグレーゾーン金利部分は、 借り手の申立により、返還若しくは元金充当が認められることになる。

このため、過去の返済を、本来返済すればよい利息制限法の金利で計算 し直すことを「引き直し計算」という。

この引き直し計算をすると、多くの場合は元金が減り (元金充当)、場 合によっては元金を払い終わっている=払い過ぎが判明することがある。 この払い過ぎたお金のことを「過払い金」という。

⑤多重債務に 陥らないために注意すること

ローンやクレジットを利用する際の注意点をまとめました。

- 1. それは本当に必要なお金(もの)ですか?
- 2. 今すぐ必要なお金(もの)ですか?
- 3. 金利はどのくらいかかりますか?
- 4. 自分の収入で、きちんと返済していけますか?
- 5. 借金返済のための借金ではないですか?

⑥多重債務に陥ってしまったら

万が一、自分の収入で借金を返済できない状況になってしまっ ても、安易に**返済のための借金をしてはいけません**。それは、借金 が雪だるま式に増える<u>多重債務の始まりです</u>。最寄りの地方自治体 などの多重債務問題の相談窓口に速やかに相談し、解決策を立てま しょう。相談窓口としては、以下のような団体があります。 相談窓口

0852-32-5916 島根県消費者センター 0856-23-3657 同 石見地区相談室

島根県弁護士会

松江・出雲・隠岐法律相談センター 0852-21-3450 石見法律相談センター 0855-22-4514

島根県司法書士会

司法書士総合相談センター NPO 法人リーガルネットワークしまね

0120-114-234 090-9505-5463(東部)

090-7995-2654(西部)

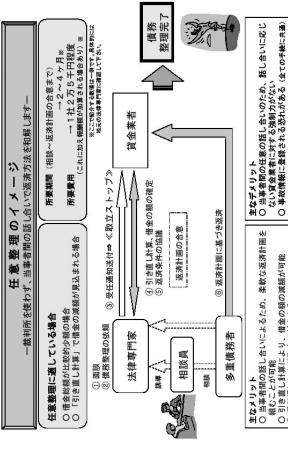
日本司法支援センター(法テラス) (財)日本クレジットカウンセリング協会 03-3226-0121 各市町村窓口

0570-078374

3

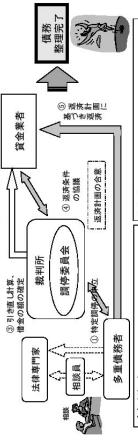
多重債務の整理方法

個人版民事再生のイメー



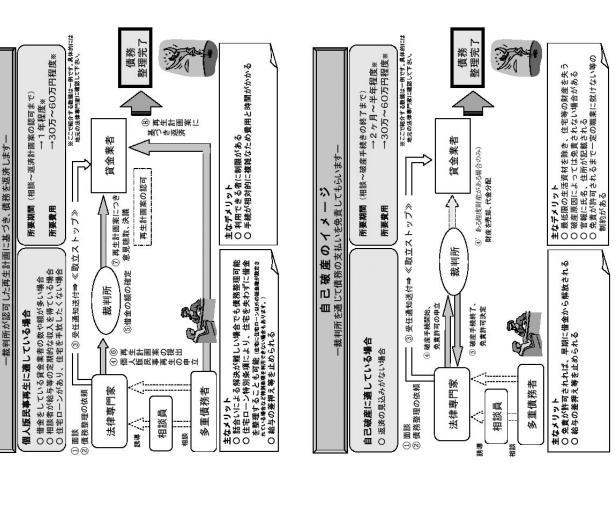
※ここで紹介する数値は一例です。具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。 →1~2ヶ月※ →数千円程度※ 所要期間(相談~返済計画の合意まで) 裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します ② 申立があった旨の通知送付⇒ 《取立ストップ》 特定調停のイメージ 所要費用 ○ 借金をしている貸金業者の数が少ない場合 ○ 「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合 特定調停に適している場合

引き直し計算により、借金の額の減額が可能 受任通知により取立てが止まる(全ての手続に共通)



主なデメリット が指金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要 がある ○ 返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ち に給与等を差し押さえられる \$ 〇 返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止め 主なメリット ○ 裁判所に選任された調停委員が仲介するので、 平な結論が期待できる

○ 法律専門家を頼まずにできるので、費用が安い



「生きる力」をはぐくむために

―家庭科の授業を通して―

島根県高等学校家庭科研究会

(実施校:島根県立出雲養護学校)

1. はじめに

この数年、健康志向や食の安全への意識が高まり、国内産の食品を求める人々や産地表示への関心を示す人々が増えてきている。このような中、消費者や生産者が一体となって地域で生産したものを地域で消費する地産地消の取り組みが進められ、その代表的なものとして地元農産物の直売所があちこちに作られたり、「食育だより」等による消費者への啓蒙活動が行われたりしている。しかし、豊かな中で暮らす生徒達には、いろいろな問題を身近なこととして捉えにくい現状もある。

そこで、本校では、生徒の実態に応じた課題や題材を設定し、生徒が主体的に取り組めるような授業方法や教材・教具を工夫している。そして、学習したことを日々の生活に生かし、生活の自立をめざしていけるような「生きる力」をはぐくむことをねらいとして実践している。殊に、生徒の実態別のグループ分けや養護学校ならではのチームティーチングを活用して個に応じた支援の工夫にも取り組んでいる。

2. 学習のねらいと指導計画

生活的自立に必要な知識や技術を習得し、よりよい暮らしをつくりだす意欲と力をはぐくむ。

- ・栄養についての知識を学び、それを生かして献立作成・実習する。
- ・自らの生活で実践する。(夏休みの課題、生活体験学習)

取り扱い単元名 「生きる力」をはぐくむ 一食生活—

- ・3つの食品群について学び、献立作成・実習する。(朝食作り)
- ・自らの生活で実践する。(夏休みの課題「朝食を作ろう」

生活体験学習での食事作り)

3. 実践の概要

本校では、「家庭科」を週あたり1時間づつ1~3年生で履修しており、食生活、衣生活、住生活などに関する内容を中心に学んでおり、生徒達の生活の実態に合わせた題材を選び、生徒の実態に合わせたグループ分けをして、チームティーチングにより個に応じた支援を工夫している。

家庭科の最初の授業開きのアンケートで、食生活では栄養について知りたい、調理実習がしたいという声が多かったので、それを家庭科の授業、他の授業(生活体験学習)、家庭で、繰り返し行うことにより定着を図ることができるよう指導計画を立てた。

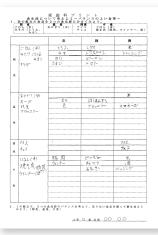
まず、食品は体内における働きによって3つの食品群に分けられることを学び、給食献立を例にして、食品を3つに分けてみた。そして、週末の各家庭の食事調べの課題から3つの食品群による栄養バランスをチェックして、足りない食品を補ってみた。そのことから、好きなものだけ食べると栄養バランスが偏ることや苦手なものでも食べるようにするとバランスがよくなることなどについて学んだ。これらのことを発表する機会を持つことにより、友だちの発表から参考になることも多くあったようである。さらに、栄養バランスを考えた朝食の献立作成・実習をした。その際、生徒の実態により大きく2つのグループに分けて、1つは2~3人の小グループ毎に献立を立て、計画表を記入して実習した。もう1つはみそ汁と目玉焼き・付け合わせの2グループに分かれて作り、さらにその中で玉ねぎを

平成18年度 実践教育事例

洗って切る係・わかめを洗って切る係など作業をひとつづつ分担した。計画表は、教師が準備したワークシートに自分の係の手順毎の写真を貼り作り方を記入して、作業は教師が見ている前で係毎に順番に行った。定着を図るために、献立作成・実習を2回繰り返した。この間、給食時の生徒との会話の中で「トマトは嫌いだけど、緑だから食べないといけないね。」「肉は赤だから、緑の野菜もちゃんと食べないといけないよ。」というような話も聞かれるようになり、授業で学んだ知識が自分の健康を守る生きた力になっていくのを感じた。



指導案 (3つの食品群)



「バランスのよい食事」

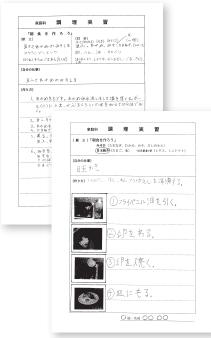




「3つの食品群」の授業



指導案(実習計画)



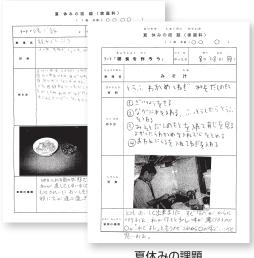
実習計画表



調理実習

自らの生活での実践として、夏休みの課題で朝食作り3日分を行い、献立と作り方を記入して写真を貼り、家族の感想を書いてもらって提出して、発表会をした。ここでも、授業で学んだことが生かされており、初めの実態調べの時より栄養バランスがよくなっている生徒が多く見られた。特に、家族の協力を得ながら家事労働に参加したということで、家族から「おいしかった。」「これからもしてほしい。」などの声がたくさん聞かれたことは大きな収穫であった。

平成18年度 実践教育事例





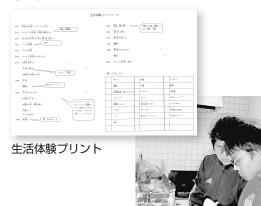


夏休みの課題の発表

夏休みの課題

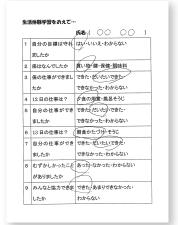
指導案(夏休みの課題発表)

生活での実践として、もうひとつ挙げられるのが、宿泊施設を利用した生活体験学習での食事作りである。これは、 日常の生活を想定した同じ行動をして生活を体験するもので、家庭科だけでなく進路の授業との連携により行ってい る。2~3人のグループ毎に献立作成・買い物・夕食作り・夕食・風呂掃除・入浴・布団敷きをして泊まり、翌朝は 布団挙げ・掃除・朝食作り・朝食の後、登校するものである。事前の時間には教師も一緒に綿密な計画を立てるが、 生活体験当日は、教師はいっさい黙って生徒達の行動を見守る。そして、終了後、振り返りをして、今後の自分たち がつけていかなければならない力について確認し、補うべきところをその後の授業に取り入れていく。ここでも、そ れまでの家庭科での学習を生かして栄養バランスを考えた食事作りをすることができたという声が聞かれた。時間を かけて、繰り返し、個に応じた支援を行うことで、定着が図られ、生活に生かせる知識や技術を身につけることがで





生活体験



生活体験の反省

これらの一連の授業を通して、生徒達は栄養についての知識を身につけ、考えて食べる基礎的な力を身につけたよ うである。生徒の実態によっては、ワークシートに写真を貼ることにより、生徒達がより理解しやすいような教具の 工夫に努めたり、チームティーチングによる個に応じた支援を行った。授業形態も自分の意見を出しやすく、お互い に協力しながら取り組めるグループ学習の機会を多く取り入れたことも効果的だったようである。

4. おわりに

以上のような取り組みを通して、生徒達の中に自分の健康を守るためにどうあるべきかを考えて行動しようという 姿勢が、少しずつ培われてきたように思う。今後、生徒がより主体的に学べるような効果的な教材・教具や授業方法 を研究したり、他の領域においても「生きる力」をはぐくむための工夫をしていきたい。

学校の中の消費者教育

島根県立浜田教育センター 指導主事 立石 祥美

何を教えるか~「消費者教育」を整理する

■ 消費者教育をどう位置づけるか

消費者教育の内容は多岐にわたる上、新しい事象や言葉が次々と出現する。 家庭科、社会科、総合的な学習の時間など複数の教科等における学習内容や 教材の重複、さらには消費者教育だけでなく「金融教育」や「環境教育」等に 関する研究実践の要請なども加わり、学校に混乱と多忙感をもたらしている。

学校における消費者教育とは何か。そのとらえを金融広報中央委員会『金融 教育プログラム』(平成19年2月)冒頭の記述から考えてみたい。



…どの学校でも行っている学習内容や体験学習などの中に金融教育の要素や趣旨がたくさん含まれていることに 気づいていただくことがまずは大切である。…各教科等の学習において金融教育の視点を織り込みながら、そこ で得られた 金融教育の一つ一つの糸が撚り合わされ、トータルな成果に結実していく。…

記述中の「金融教育」は、消費者教育及び他の領域教育にも読み替えることができる。学習指導要領には消費者教 育として必要な観点も網羅されており、金融教育や消費者教育として特化しなくとも、様々な教育活動の結果として 成果をあげることが可能なように構成されている。まずは通常の教育活動全般を通じて、自ずから消費者教育を行っ ていることを意識することが必要である。

その上で他教科等との連携を取ることが重要であることは言うまでもないが、各時間の目標が異なる以上、教材へ のアプローチも異なってくるはずである。「まず教材ありき」ではなく、扱う内容について「子ども自身の理解や技 能がどの程度育っているか」という子どもの実態と教科等の目標を照らし合わせたのち、より効果的な教材を選択す る必要がある。子どもの育ちに応じて、繰り返し、または教材や題材を変えながら指導するという視点は他の教育活 動と同様である。

■ 何のための消費者教育か

財団法人消費者教育支援センター作成『消費者教育体系シート』によ「生活を守る」視点から見た学習項目例 れば、消費者教育は、安全、契約・取引、情報、環境の4領域に分類 されている。

教科書も概ねこのような領域に沿った編集がなされているが、指導者 は「何のために教えるのか」という視点を併せて持っておきたい。

消費者教育を「生活を守るための教育」という視点で捉えると、 財産を守る、身体を守る、環境を守るの3つに学習項目を分類すること ができる(右図参照)。ネットワーク販売などを扱う場合は、「財産を守る」 だけでなく、心(人間関係)を守る、という視点も必要であろう。

これらの分類は一つの例であるが、「何のために教えるか」の視点を持っ

身体を守る	財産を守る	環境を守る
ピクトグラム	売買契約	リサイクル
遺伝子組み換え食品	OO商法	リユース
BSE問題	サラ金、ヤミ金	リデュース
残留農薬	OO詐欺	エコマーク
食品表示	クーリングオフ	グリーンマーク
湯沸かし器ガス漏れ	著作権	資源の節約
防虫スプレー	はがき告知	廃棄物処理法
製造物責任法	消費者契約法	国際標準化機構
	計画的な購入、資源の有効活用	
消費者基本法、情報の収集・選択・活用、意思決定、消費生活センター		

て消費者教育を整理することは、ねらいの明確な授業等を構成する上で重要である。

また学校教育は、教育内容が学んだ子どもを通して家庭や地域へ伝播され、有形無形の影響力を発揮するという側 面を持つ。消費者教育にかかわる内容は、学校からの情報発信力がとりわけ期待される領域である。指導の際にはこ のことも想定しながら公平性のある情報を提供したい。

どう教えるか~説得力ある授業のために

■ 生徒が信頼する情報とは何か

島根県高校家庭科研究会では、平成18年度に「情報社会におい て豊かな生活を創造する力を育てる家庭科教育~日常生活の中で情 報を取捨選択・活用し、生活をより豊かにできる生徒を育成する~」 を主題とした研究発表が行われた。

研究を担当した松江地区研究会では、この研究の予備調査として、 約二千人の生徒を対象としたアンケートを行った。その質問項目の ひとつが右の内容である。「信頼している情報源」「信頼しない情報 源」を、右の12項目に〔その他〕を加えた計13項目からそれぞれ 3つ選択させ、併せて選択理由を記述させたものである。

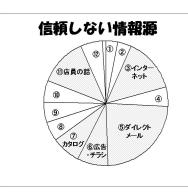
次はその回答結果である。

H18年度家庭科研究会研究発表アンケート

- 信頼している情報源は?
- ●信頼しない情報源は?

①新聞	⑦カタログ
②テレビ・ラジオ	⑧商品の表示
③インターネット	⑨家族の話
4本·雜誌	⑩友人・知人の話
⑤ダイレクトメール	⑪店員の話
⑥広告・チラシ	⑫授業での話





「信頼しない」理由の記述(まとめ)

- ●情報の出所が不明
- ●聞いたことのない会社だ
- 良いことばかり書いてある
- ●実物を見ることができない
- 身近に存在しない話だ
- ●情報が古い

これらの回答結果からは、情報への信頼を左右するものとして、「公共性」「確認性」「情報の鮮度」がポイントと して読み取れる。

「公共性」と「情報の鮮度」を併せ持つマスメディアに対して「信頼性が高い」と判断するのは無理からぬことで ある(ただし、この調査はいわゆるテレビ番組のデータ捏造問題が噴出する以前のものであり、再調査すれば違った 結果になることも予想される)。また、友人の話を聞くことや実物を見るなどの「確認性」に信頼を置くのも当然の ことである。

消費者教育領域に限らないが、"授業の要素の一つは情報の提供である"という立場に立てば、指導者もこの3つ のポイントを念頭においた教材提示が授業への信頼確保には有効であると言える。

学校で情報を発信する場合、学校はまさに「公共的な」場所であり、情報の発信者は生徒が日常関っている教師で ある、という極めて信頼性の高い状況である。しかし、情報鮮度の点においては、分野によっては子どもの方がはる かに進んでおり、教師の情報が旧態依然のものであるという状況もまま見られるようになってきている。

■ 適切な情報とは何か

消費者教育においては、「適切な情報を収集・選択し意思決定を行う」ことが目標としてあげられる。しかし、多 発する様々な「偽装問題」では、"信頼できる媒体からもたらされた情報"が、すなわち"信頼してよい情報"ではない、 ということも改めて浮き彫りになり、「適切な情報とは何か」についての判断はますます難しくなっている。

上記アンケート結果のような、「信頼する・しない」は、情報の受け取り側の見方や捉え方による全く主観的なも のであり、その情報自身が信頼に足るものかどうかはまた別の話である。

「きちんと書いてあるから大丈夫だろう」「大々的にやっているから(有名だから)間違いないだろう」など、情報媒体・ 主体への信頼によって情報の価値を決めることは多々あることである。しかし、「この情報は信頼に足るものかどうか」 を判断するには、自分の知識や感性を総動員して検討することがこれまで以上に必要になってきた。

学校の中の消費者教育

ここで、「自己愛型情報収集」という言葉(岩村暢子著『変わる家族変わる食卓』より)について考えてみたい。 この言葉は"適切な情報収集とは何か"を考える上で重要なキーワードではないだろうか。

自己愛型情報収集とは、「自分に都合の良い情報なら取り入れる・信じる」「自分の思いと異なる情報は見ようとしない」という情報収集の在り方を指している。このような姿勢は、消費者としての自立からは程遠いものであるが、 意識する・しないは別として誰もが陥りやすい状況ではないかと思われる。

適切な情報収集とは、自分の欲求のみに対して都合の良い情報だけを集めるということではなく、社会的、客観的、 普遍的な視点を持った情報収集を行うということである。このことは児童生徒だけでなく指導者にとっても心すべき ことであり、そこから導き出される判断力はこれからの社会生活に不可欠な要素となるであろう。

■時代の変化の中の消費者教育

「×日までに必ずご連絡ください」と受け取り側の連絡を要求する『民事訴訟特別通知書』等と称するハガキなどには、"読み取る力があれば見抜ける怪しさ(漢字の間違い、主語述語の不一致、文末表現の不整合など)"が見られることがある。こういった事例の"怪しさ"や"危うさ"を感じ取る感性こそ教養とも言えるものであり、すべての教育活動を通じて身につけさせたいものである。

このハガキのような事例を紹介した時、「たいした金額の被害でなければ、これも人生勉強だよ」という声を聞くこともある。しかし現代社会においては、一度の"失敗"が、例えば個人情報の流出などにより次の被害へつながる事例が少なくない。製品事故などは一度の失敗が取り返しのつかない大きな被害をもたらすこともある。

このような事例から、消費者教育の必要性、必然性を感じ取らせることは重要なポイントである。

また、旧い時代の消費者教育は、「自分が損をしない消費者が賢い消費者」という側面があった。例えば、「スーパーなどでは古いものから手前の方に並べられているので、奥のものを購入すると良い」といったことが、ことの真偽は別として、生活の知恵として喧伝されていた事例などである。これは、食品等が購入日からさほど遠くない期日に消費される現代の日常においては、むしろ期限の迫ったものから購入し有効に消費していくことが望ましい、とされる資源保持の視点での消費行動とは相反するものである。指導者自身が以前に得た教育や情報をそのまま伝えるのではなく、時代の変化も併せて吟味し扱うよう留意する必要がある。

消費者教育の方向性

11月に公表された「中教審教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」は、学習指導要領改訂にあたって、これからの学校教育の在り方を示したものである。

この中の「教育内容に関する主な改善事項」には、次のように述べられている。

…社会や子どもたちを取り巻く環境の変化の中で、新たに生じたり、時々刻々変容している課題への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項として、情報教育、環境教育、ものづくり、キャリア教育、食育、安全教育及び心身の成長発達についての正しい理解の7点について検討を行った。

これらに共通するのは、分野や対象の違いはあれ、子どもたちが、社会や自分たちを取り巻く環境の変化の中で、自らの責任を十分自覚した上で、積極的に情報を得て、教科等で得た知識・技能を活用して自分なりに判断し、行動できることが求められている点である。このため、学校は、関連の深い特定の教科等を中心にしつつ教科等を横断して知識・技能を指導するとともに、これらを素材に子どもたちが考えたり、実践しようとするきっかけを与えることが求められる。…

「審議のまとめ」では、例えば家庭科においては、小・中・高校ともにこれまで以上に消費生活領域の扱いが大きくかつ詳細に示されており、学校の中での消費者教育がより期待される方向であることがうかがえる。

消費者基本法の改正により、「消費者の自立」が明確に示された。自立には責任が伴う。どんな情報を選び、それをどう生かすかは、自分自身の知識や判断力にかかってくるということである。

その責任の重さを自覚させることも、学校での消費者教育の目的のひとつであろう。

島根県金融広報委員会からのお知らせ

去る2月19日(火)にサンラポーむらくも(松江市)において、県内小・中・高等学校の関係者にご参集頂き、「平成19年度島根県金銭・金融教育協議会」を開催しました。

岐阜大学教育学部教授 大杉昭英氏の「学校教育における金融教育の在り方—新学習指導要領の方向性を踏まえ—」と題したご講演の後、金銭教育研究校の海士町立海士小学校、金融教育研究校の浜田市立第二中学校および島根県立浜田商業高等学校に研究の成果を発表して頂きました。

大杉昭英氏のご講演では、①金融教育は、お金を得る・使う・貯める・借りる(返す)など生活と社会と将来に結びついたものであるということ、②現行学習指導要領における金融教育(社会科、公民科、家庭科、総合的な学習の時間など)の位置付けについて、③中央教育審議会「答申」を踏まえた学習指導要領改訂のポイントについて、④小・中・高等学校の各段階に応じた金融教育プログラムの活用方法について、ご自身のご経験談を織り交ぜた、具体的で分かりやすいお話を頂きました。また、これからの金融教育に望むこととして、①各教科が連携し、ホールカリキュラムという発想から捉えること、②よりよい生活者として生きていくために、合理的な意思決定力を養うこと、③自分のことだけではなく、公共の精神に則った公正な判断力を養うこと、を挙げられました。

参加者からは「金融教育の位置付け、在り方、方向性がよく分かった」、「具体的事例で分かりやすかった」、「早速、金銭・金融教育に活用したい」などの声が多数聞かれました。

各研究校が発表された研究・実践内容の一部をご紹介します。

海士町立海士小学校(委嘱2年目)からは…

2年生の「上手に使う」、3・4年生の「住みよいくらしをつくる"ごみのしょ理と利用"」、6年生の「海士町のエネルギー」 あまっちょう? | の授業内容や、学校・保護者・地域が一体となって「もったいない生活」に取り組んだこと等について

浜田市立第二中学校(委嘱1年目)からは…

1年生の「100万円あったら、どうする?」、「ケータイ社会の落とし穴」、2年生の「こづかいの上手な使い方を考えよう」、「修学旅行のこづかいの上手な使い方を考えよう」、「お金の大切さを考えて、計画的に使うことができたか」、「高校進学に関する費用を考えよう」、3年生の「情報伝達の安全性とマナー」の授業内容等について

島根県立浜田商業高等学校(委嘱2年目)からは…

生徒に実施した「金融等に関するアンケート」の結果および1年生の「ビジネス基礎」、3年生の「経済活動と法」の授業内容等について

参加者からは、「各校、各教科の実践的な取り組みを知ることができ、有意義であった」、「金銭・金融教育の大切さが分かった」、「特別な取り組みではなく、どの学校でも視点を変えて実践すれば、金銭・金融教育になることが分かった」などの声が多数聞かれました。

なお、「平成19年度金融教育公開授業(全国リレー講座)」を開催しました島根県立浜田商業高等学校(平成19年10月12日開催)と海士町立海士小学校(平成19年11月6日開催)の模様を、『知るぽるとホームページ』(www.shiruporuto.jp)に掲載しておりますので、是非ご覧下さい。

島 根 県 金 融 広 報 委 員 会 は こ ん な こ と も し て い ま す!

授業で金銭・金融教育を行いたい が、何かよい教材はありませんか?

ありますよ!

ビデオの貸出や各種冊子の提供をしています。

ビデオ「お金って何?-リスクと自己責任-」、「100万円あったら、どうする?」など 冊子「金融教育プログラム-社会の中で生きる力を育む授業とは-」など

PTAの会でおこづかいに ついて取り上げたいが、よ い講師はいませんか? いますよ!

金融広報アドバイザーなど、ご要望に応じ、講師を紹介・派遣します。

~お気軽に、事務局(日本銀行松江支店内 TEL: 0852-32-1509)にご連絡下さい。



編集・発行/島根県・島根県教育委員会 平成20年3月発行

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階 島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室 TEL (0852) 22-5103 FAX (0852) 32-5918 ホームページURL (http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/) 本紙に対する御意見・御要望を お寄せください



